

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱

令和2年5月1日

告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図るために必要な備品及び設備の設置をする（令和2年4月1日以降に実施し、又は実施した事業に限る。）町内の事業者等に対して、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、町内に事業所を置く個人又は法人とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に規定する補助金の補助対象経費の10分の9以内の額とする。

2 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象者に対して1回限りとする。

3 補助金の額は、補助対象者1者につき30万円を上限とし、備品や設備等1件につき、1万円以上のものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図るために町内の事業所における必要な経費であって、次に掲げるものとする。ただし、汎用性のあるものを除く。

(1) 備品購入に要する経費

(2) 設備設置に要する経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が認める経費

2 補助対象経費には、第6条の規定による補助金の交付決定の日以前に実施した経費を含むものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「申請者」という。）は、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添えて、令和2年6月30日までに町長に提出

しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費の積算根拠が分かるもの
- (3) 購入備品や設置設備の内容が分かるもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定通知において、交付に係る条件を付することができる。

(補助金の実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者は、備品購入をしたとき、又は、施設の改修が完了したときは、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次の必要書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業の実施が分かる写真等
- (3) 経費の支払いを証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付確定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の実績報告後、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 申請者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(交付の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が補助金を交付の目的以外に使用したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付されているときは返還

を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付申請書

年 月 日

阿武町長 様

住所

氏名（名称及び代表者）

印

電話番号

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品購入費に要する経費に充てるため、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 経費の積算根拠が分かるもの（1件1万円以上の見積書や領収書）
- (3) 購入備品や設置設備が分かるもの（カタログ等）

(別紙)

事業計画（実績）書

1 事業概要

事業実施者名	
事業の目的	
事業の内容 (具体的に)	
備品等の設置場所	
期待される効果	

2 収支予算（精算）

●収入の部

区 分	予算額	(精算額)	資金調達先
自己資金	円	円	
町補助金	円	円	阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金
その他	円	円	
合 計	円	円	

●支出の部

区 分	予算額	(精算額)	備考（具体的経費）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

※支出の部は、以下の補助対象経費の科目に分類して記載してください。

(1)備品購入費、(2)設備費、(3)その他（町長が認める経費）

様式第2号（第6条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長 印

年 月 日付けで申請のあった阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金の交付について、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

様式第3号（第7条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金実績報告書

年 月 日

阿武町長 様

住所

氏名（名称及び代表者）

印

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金について、その事業が完了したので、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助事業の完了年月日 年 月 日

2 補助事業の交付決定額 金 円

3 添付書類

(1) 事業実績書（別紙）

(2) 事業の実施が分かる写真等（購入備品の写真又は設備施工後の現場写真）

(3) 経費の支払いを証する書類の写し（領収書の写し）

様式第4号（第8条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

阿武町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金については阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第5号（第9条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付請求書

年 月 日

阿武町長 様

住所

氏名（名称及び代表者）

印

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金について、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----|-----------|---------|
| 1 | 請求額 | 金 _____ 円 | |
| | | (交付確定額 | 円) |
| | | (既交付済額 | 円) |
| 2 | 振込先 | 金融機関名 | (本・支店) |
| | | フリガナ | |
| | | 口座名義 | |
| | | 口座番号 | (普通・当座) |

様式第6号（第10条関係）

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金概算払請求書

年 月 日

阿武町長 様

住所

氏名（名称及び代表者）

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金について、阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----|-----------|---------|
| 1 | 請求額 | 金 _____ 円 | |
| | | (交付決定額 | 円) |
| 2 | 振込先 | 金融機関名 | (本・支店) |
| | | フリガナ | |
| | | 口座名義 | |
| | | 口座番号 | (普通・当座) |